

令和6年度第9回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年12月11日（水） 午後1時30分から午後3時15分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）5階 大会議室

3. 出席委員 (18名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 洸 緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員		
〃	2 番	中 村 精	〃	1 3 番	藏 内 敏 博
〃	3 番	山 田 準 二	〃	1 4 番	石 谷 隆
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 5 番	柳 田 和 廣
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 6 番	竹 森 潔
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 7 番	福 安 修
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 8 番	岩 永 正 司
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 9 番	川 上 信 温
〃	1 1 番	河 毛 早 苗			

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：16名)

旧 市	安 場 信	河原町	高 田 三 朗
邑 美	竹 内 七 郎	用瀬町	池 本 和 明
せんだい	有 田 裕	気高町	浜 辺 信 康
湖 南	木 浪 哲 夫	〃	居 川 春 好
湖 東	村 上 文 夫	鹿野町	橋 本 和 夫
福部町	平 林 秀 庸	〃	谷 口 和 人
〃	谷 口 泰 彦	青谷町	井 上 智 朗
河原町	荻 原 誠	〃	大 石 剛 史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 5 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 5 2 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 5 3 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5 4 号	非農地証明について
議案第 5 5 号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 5 6 号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書（農業用施設）の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
川口局長	ただ今から、令和6年度第9回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、現在、18名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号9番 小林（光）委員、10番 下田委員にお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号64番～76番の13件でございます。 なお、整理事業70番と74番は以前に非農地として証明しましたが、法務局の地目変更登記ができず、農地法第3条の申請となっております。 整理番号64番は、滝山で売買による所有権移転です。 整理番号65番は、鹿野町鹿野で売買による所有権移転です。 整理番号66番は、福部町海士で売買による所有権移転です。 整理番号67番は、青谷町吉川で贈与による所有権移転です。 整理番号68番は、青谷町紙屋で贈与による所有権移転です。 整理番号69番は、吉岡温泉町で贈与による所有権移転です。 整理番号70番は、吉岡温泉町で贈与による所有権移転です。 整理番号71番は、倭文で売買による所有権移転です。 整理番号72番は、馬場で売買による所有権移転です。 整理番号73番は、気高町下光元で売買による所有権移転です。 整理番号74番は、河原町袋河原で贈与による所有権移転です。 整理番号75番は、福部町湯山で売買による所有権移転です。 整理番号76番は、福部町栗谷で贈与による所有権移転です。
議長	それでは、整理番号64番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。
安場委員	11月4日に藏内農業委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は、市街化調整区域内で、譲渡人が3年前までは、耕作されておりましたが、それ以降は耕作放棄地となっております。有効活用してもらえたら、譲りたいと思っているようです。譲受人は、自営業で建築関係をされておられ、初めて農業をされますので、チェックシートに基づいて、いろいろと聞き取りをしてチェックをさせていただきました。その中で、農機具の不足ともう少し詳しい営農計画を思いましたが、チェック項目に沿って問題はないと思われます。
議長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏内委員	現地確認については、安場推進委員の報告のとおりです。譲受人は農業経験が無く、面積は広いのですが、イチジクや栗を栽培するということで詳しく話を聞いたところ、熱意を持って果実を作るということでした。違反転用した場合について、罰則があるこ

		とを説明させていただき、本人も納得されております。今後は、推進委員さんと一緒に現地確認を行いたいと思います。申請内容については、特に問題はないと認められましたので、承認相当と考えます。
事 務 局		安場推進委員から農機具についてありましたが、譲受人に確認をしたところ、トラクター、耕運機については、許可を得たら購入するとのことでした。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号 6 4 番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号 6 5 番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋 本 委 員		1 2 月 2 日に砂川農業委員、谷口(和)推進委員、事務局 2 名、譲受人、私で現地確認を行いました。県道沿いで、3 年ぐらい耕作をされていない田んぼです。譲受人は、近くを耕作されており、農機具も所有されております。最初は梨だけで考えていましたが、当分の間は水田と梨の栽培で、徐々に梨の面積を増やすようです。チェックシートに照らし合わせても問題はありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		橋本推進委員の報告のとおりで、果樹園として使われますが、用排水路の管理をお願いします。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号 6 5 番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 6 6 番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1 2 月 3 日に平林推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は 3 か所で、いずれもらっきょう畑の中にあり、今までは他の人をお願いしていたようですが、その方が耕作できなくなり、譲受人が譲り受けて耕作するということです。譲受人は、らっきょうを栽培しており、農機具もありますので問題ありません。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号 6 6 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。

		整理番号６７番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		現在、畑として利用されており、譲り受けた後も引き続き畑として利用される予定です。周囲は、道路と青谷かみじち史跡公園です。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長		引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		補足します。１１月２９日に井上推進委員、大石推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。以前は住宅が建っており、今は解体されて、畑となっています。譲受人は３０年以上農業をされており、農機具についても問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。
柳田委員		贈与になっているので、わかればよいですが、譲渡人と譲受人の関係は。
竹森委員		わかりません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に入ります。 整理番号６７番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号６８番につきまして審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		１１月２９日に竹森農業委員、大石推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。先月許可を得た土地の隣接地で、申請漏れのため申請されもので、現在を譲受人が耕作されており、引き続き耕作されますので、問題ありません。
議長		引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		申請地は、先月の申請漏れの場所で、市道横の法面下にある畑の一面です。問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に入ります。 整理番号６８番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号６９番につきまして審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		申請地は、譲受人宅の隣の畑であり、譲受人が草刈りなどの管理はされていたようです。譲受人は畑作をされており、管理機等の農機具もあり、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。

議	長	引き続き、担当農業委員、福田（淳）委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		吉岡温泉の中で、県道沿いにある農地で、誰かに使ってもらえるのを待っていた土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 69 番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 70 番につきまして審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木 浪 委 員		11月30日に福田(淳)農業委員、私で現地確認を行いました。現地は畑になっていました。譲受人は、畜産をされており、稲わらが必要で田んぼを6反ほど耕作されています。牛糞堆肥も作っておられます。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田（淳）委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		申請地は、一部栗林になっていますが、譲受人の親の代から任されていた土地のようです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 70 番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 71 番につきまして審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有 田 委 員		11月29日に建部農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。これまでも譲受人が利用権設定をされて耕作をされています。家族4人と従業員2人で農業経営されており、地域の中心的な経営者です。大型農機具も所有されており、現状と変わることは無く、周辺農地にも影響はありませんので、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		有田推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 71 番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）

議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 7 2 番につきまして審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員	1 2 月 3 日に岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。譲受人の自作地はありません。農機具も所有されていません。また、譲受人の親族が無断転用している土地もあります。申請地を農地として耕作されることは難しい考え、不許可相当と判断しました。
議 長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員	竹内推進委員が報告のとおりで、私も不許可相当と思います。
議 長	不許可案件だということですので、事務局より、補足説明をお願いします。
事 務 局	譲受人は、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うことが認められないと判断して、不許可にすることは問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 7 2 番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の方は挙手をお願いします。 (挙手なし)
議 長	挙手がないようですので、反対多数と認めます。よって本案は不許可といたしました。 整理番号 7 3 番につきまして審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居 川 委 員	1 1 月 2 8 日に柳田農業委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。以前から譲受人が耕作しておりました。農機具は保有され、耕作していない土地也没有ありませんので、問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員	譲受人は、約 1 3 h a 耕作されており、この地域で農地の売買や貸借の話があった場合に、最初にお問い合わせする人であり、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 7 3 番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 7 4 番につきまして審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻 原 委 員	先月の現地確認では竹藪でしたが、畑に復元されておりました。かなりのお金をかけられてようです。立地条件は悪く、進入路の無く、隣地の畑を通らなければならないの

		で、隣地で畑をしている譲受人が一体的に利用されるということです。イチジク、柿、栗の苗木が植え付けされていました。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員		荻原委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 7 4 番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 7 5 番につきまして審議します。担当推進委員、谷口（泰）委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1 2 月 3 日に平林推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。譲渡人が今季で耕作を辞めて、隣地で果樹園をされている譲受人が引き続き果樹園として利用するということです。譲受人は直売所も持っており、農機具の保有されておりますので、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 7 5 番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 7 6 番につきまして審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員		1 2 月 3 日に谷口(泰)推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。県道改良で用水路が付け替えられて、一枚の水田になっていますが、登記簿はそのまま変更されていなかったようです。譲受人の親の代から一体的に耕作されており、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 7 6 番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第 5 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第 5 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 1 2 番の 1 件でございます。 整理番号 1 2 番、申請地は福部町岩戸、転用目的は、農地区分は第 2 種農地で小集団

		の生産力の低い農地、許可根拠は集落接続です。
議 長		整理番号 7 番を審議します。担当推進委員、谷口（泰）委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1 2 月 3 日に平林推進委員、事務局、申請者、私で現地確認を行いました。現地は集落内であり、耕作を辞めてから 1 5 年ぐらいですが、草刈り等の管理はされていきました。申請者は上下水道設備の会社を経営されており、その機械や資材を置くとのことでした。周囲に農地は無く、問題ありません。
議 長		質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号 1 2 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第 5 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 2 2 番の 1 件でございます。 整理番号 2 2 番、申請地は鹿野町今市、転用目的は資材置場、農地区分は第 2 種農地で小集団の生産力の低い農地、許可根拠は代替地なしです。
議 長		整理番号 2 2 番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		1 2 月 2 日に砂川農業委員、橋本推進委員、事務局 2 名、私で現地確認を行いました。工場で使う木材を置くためであり、周辺農地に支障はありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		谷口（和）推進委員の報告のとおりで問題ないと思います。宅地化が進んでいる地域です。
議 長		質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号 2 2 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第 5 4 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 1 0 2 番から 1 0 9 番までの全部で 8 件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長		整理番号 1 0 2 番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		1 2 月 2 日に田淵農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地の隣地は建

		物を取り壊し、その跡地を駐車場利用されております。その中の一部であります但全く違和感はありません。近くに住んでおりますが、私の知る限り現地が農地であったことはないと承知しております。以上のことから、面積狭小であり、相当以前から宅地として利用されており、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１０２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１０３番、１０４番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		１２月３日に小林（照）農業委員、西村推進委員、事務局２名で現地確認を行いました。申請地はすでに道路となっております。全く問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１０３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１０４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１０５番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		２０年前から耕作をされておらず、何も変わっていない土地で、復旧は困難だと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１０５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１０６番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員		１１月２９日に川上農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請人の親が納屋を建築しており、２０年以上経過して現在も使用しております。分筆登記中です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号１０６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１０７番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		１１月２９日に竹森農業委員、井上推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。 現地は、３０年以上前から駐車場として利用されており、北と西側は宅地、南と東側は 道路になっていました。チェックシートの④の人為的潰廃地で転用の事実行為から２０ 年以上経過し、農地行政上も特に支障がない土地を認められる土地でした。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号１０７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１０８番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		１２月３日に岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地の隣地は、 平成１０年に転用許可を受けて転用されています。その許可を受けた土地と一体的に資 材置場として利用されています。転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も 特に支障がない土地に該当しており、承認することに問題ないと判断します。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号１０８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１０９番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		申請人が親から相続した土地ですが、２０年以上も耕作していない状態で、原野にな っている状態で、農地への復旧は困難と言えます。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号１０９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第５４号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第５５号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事 務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和６月１２月２６日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求めら れています。

		利用権を設定しようとするものが、新規１３件、更新３件、計１６件、面積は、田が５０，９７５㎡で、畑８５９㎡となっており、計５１，８３４㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権６件、使用貸借による権利１０件となっています。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第５５号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第５５号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第５６号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が１６，７４９㎡で、畑が９，９８５㎡、合計２６，７３４㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権４件、使用貸借による権利１３件の合計１７件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第１９条第２項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第５６号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (１) 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について (２) 農地法第４条第１項第８号の例外規定による届出書(農業用施設)の受理について (３) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (４) 農地の形状変更届出書の受理について (５) 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和６年度第９回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後３時１５分